

毎週火、金曜日発行（但休日に当りときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 保険医の指定
- 保険薬剤師の指定
- 診療所所在地の変更
- 保険医の指定取消
- 建設業者の登録
- 土地改良事業認可
- 馬傳染性貧血検査等の実施
- 指定医師の取消
- 土地配分計画の作成

## 告示

- ◇公安告示 聴聞会の開催
- ◇公告 調理士試験の実施
- ◇正誤 昭和三十年十一月十五日鳥取県告示第五百六十八号中訂正

### 鳥取県告示第四十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三  
第一項及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第  
二十八条ノ三第一項の規定により次のように保険医を指  
定した。

昭和三十一年二月三日

鳥取県知事 遠藤 茂

診療科名	診療所	氏名	指定年月日
------	-----	----	-------

内科、小児科	財団法人所子診療所	中野 守一	昭和三十年十二月一日
内科	鳥取赤十字病院	酒井 保	昭和三十一年一月一日
内科、小児科	箕蚊屋診療所	岩井 博	〃
	米子医療生活協同組合		
	米子市蚊屋三九七		

山根 医院	鳥取市賀露町九九九	山根 通与
宮田 齒科医院	米子市尾高町一二九	宮田 住男
秋山 齒科医院	鳥取市瓦町二五〇	夏川 信幸
岡本 齒科医院	米子市加茂町一丁目三六	今井 悟
岡本 齒科医院	"	中村 守正

鳥取県告示第四十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十八条ノ三第一項の規定により次のように保険薬剤師を指定した。

昭和三十一年二月三日

鳥取県知事 遠藤 茂

名 称	所 在 地	氏 名	指 定 年 月 日
有限会社ホシ薬局	倉吉市大正町一〇七九	中原 健	昭和三十一年一月一日

鳥取県告示第四十四号

健康保険及び船員保険の保険医及び保険薬剤師の指定に関する件（昭和二十三年七月厚生省令第三十二号）第五条の規定により次のように保険医から診療所所在地の変更の届出があつた。

昭和三十一年二月三日

鳥取県知事 遠藤 茂

診療科名	新診療所名称	診療所所在地	変更理由	氏名	変更年月日
内科	安部 医院	京都府亀岡市追分小字谷筋三七ノ二六	管外転出	安部 彌	昭和三十年十二月九日
外科、産婦人科	足羽 医院	岡山県浅口郡船穂町大字船穂二六一八	溝口町大字	足羽 敏行	十月十日

鳥取県告示第四十五号

健康保険及び船員保険の保険医及び保険薬剤師の指定に関する件（昭和二十三年厚生省令第三十二号）第七条の規定により次のように保険医の指定を取り消した。

昭和三十一年二月三日

鳥取県知事 遠藤 茂

診療科名	診療所所在地	氏名	取消理由	取消年月日
齒科	大島齒科医院	大島 隼人	辞任	昭和三十一年一月一日
内科、婦人科	野村 医院	野村 董一	診療所廃止	昭和三十年十二月十三日

鳥取県告示第四十六号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第八条の規定により次のように建設業者登録簿に登録した。  
昭和三十一年二月三日

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主な営業所の所在地	申請者氏名
鳥取県知事登録 (に) 四〇七号	昭和三十一年 一月十三日	常盤建設	鳥取市卯垣一五三	広田敏男
〃〃 四〇八号	〃 一月二十一日	新 路 組	西伯郡境港町	新 路 実
〃〃 四〇九号	〃	〃	米子市新山四四四ノ三	畑 山 鹿 一

鳥取県告示第四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第三項において準用する第十条第一項の規定により、大灘土地改良区の新たな土地改良事業を行うことについて、昭和三十一年一月三十日認可した。  
昭和三十一年二月三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第四十八号

次のように馬傳染性貧血検査を実施するから家畜傳染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により馬の所有者に対して検査をうけることを命ずる。  
昭和三十一年二月三日

- 一 実施の目的 馬傳染性貧血予防のため
  - 二 実施の区域 別表のとおり
- 鳥取県知事 遠 藤 茂

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

馬

四 実施の期日 別表のあり

五 検査、注射の別及びその方法

赤血球数検査、担鉄細胞検査

別表	実施期日	実施区域	実施場所
〃	二月七日	東伯郡赤碕町	同上
〃	〃 八日	〃	〃
〃	〃 九日	東伯町	〃
〃	〃 十日	倉吉市	〃

鳥取県告示第四十九号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第一条第一項の規定により指定を受けた医師から辞退があつたので次のように医師の指定を取り消した。  
昭和三十一年二月三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

診療科名

氏 名

住 所

死亡年月日

取消年月日

眼科

松田 盛像

東伯郡東郷町大字松崎

昭和三十一年一月十三日  
(死亡)

昭和三十一年一月二十五日

〃

山下 象一

〃 関金町大字関金宿一九番地

昭和三十年十二月三十日

〃

鳥取県告示第五十号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第六十二条第二項の規定に基づいて土地配分計画を作成したので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

昭和三十一年二月三日

鳥取県知事 遠藤 茂

区分	地区名	所在地			入植者	増反者	団	体
		郡市	町村	大字				
土地	奥岩本	東伯	東伯	八橋	一五、二〇〇			
	由良（高千穂）	〃	大栄	西高尾岩坪、	一三、七三三			
	山守外二（泰久寺）	倉吉	関金	堀	一三、七五〇			
	溝口外二（宝殿）	西伯	岸本	小林	一三、六〇〇			
	逢坂外四（林之峰）	〃	逢坂	下市	一三、三〇〇			
	逢坂外四（名和庄内）	〃	名和	高田	一一、九一五			
	溝口外二（岩立）	日野	溝口	岩立	一四、三〇〇			
	日光	〃	〃	福兼				一四、一〇〇
	逢坂外四（大山）	西伯	大山	豊房				
	逢坂外四（下金藏平）	〃	名和	古御堂	一、六九〇			
								七一、一六、〇〇〇
								一、一、七三三

逢坂外四（富長原）	〃	〃	門前	二	六、四〇一	七	六、四〇一
逢坂外四（名和庄内）	〃	〃	高田、加茂	七	五、六八三	五	一、八〇〇
逢坂外四（高田原）	〃	〃	高田	二	一、四〇八		
逢坂外四（大山農場）	〃	〃	門前、加茂	二	六、七三二	八	四、七〇〇
逢坂外四（門前）	〃	〃	門前	一	三、七三三		
逢坂外四（金藏平）	〃	〃	高田	一	六、八四四		
栄村	東伯	大栄	下種	一			一、五、〇〇〇
北谷村	倉吉	〃	沢谷、福富、尾田	四	〇〇、〇〇〇		
社村	〃	〃	黒見、国府	六	一、四三七		
安田村	東伯	赤崎	尾張、光	三	一、三〇〇		
天津村	西伯	西伯	福成	三	一、〇四四		
大和村	鳥取	〃	玉津	三	三、一四一		
上私都村	八頭	上私都	姫路	一	一、〇一四		
明治村	鳥取	〃	上原	一	一、二二八		
中私都村	八頭	中私都	上津黒	三	一、〇〇〇		
明治	鳥取	〃	上原	一	〇〇、〇〇〇		
旧鳥取連隊鳥取射撃場	岩美	宇倍野	奥谷	五	〇一、〇一〇		
小田村	〃	岩美	小田	三	三、二〇〇〇		

### 公安委員会告示

#### 鳥取県公安委員会告示第二号

風俗営業取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五条の規定により次のとおり公開による聴聞会を開催する。

昭和三十一年二月三日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成 文

#### 一 関係者住所氏名

気高郡気高町大字勝見六八二ノ一四番地

山尾輝男

大正十二年一月十五日生

#### 二 聴聞の期日

昭和三十一年二月十四日 午後一時から

#### 三 聴聞の場所

気高郡気高町宝木 宝木警察署会議室

### 公 告

鳥取県調理士条例（昭和三十年四月鳥取県条例第二十四号）

号）第三条の規定により鳥取県調理士試験を次の要領により実施する。

昭和三十一年二月三日

鳥取県知事 遠藤 茂

#### 要 領

##### 一 受験資格

昭和三十一年二月十六日において年令十八才以上で食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二十九条第二項に規定する施設または、食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第五条第一号に規定する施設において食品の調理業務に二年以上の経験を有するもの

##### 二 申込手続

##### 1 願書の受付期間

昭和三十一年二月一日から同年二月十日まで（郵送の場合は二月十日消印まで有効）とする。

##### 2 受験のため提出する書類及び提出先

受験願書に次の書類を添えて住所地を管轄する保健

#### 三 試験科目

1 衛生関係法規大意

2 公衆衛生学大意

3 食品学大意

4 食品衛生学大意

5 栄養学大意

6 調理

#### 四 試験実施日時

昭和三十一年二月十六日（木曜日）午前十時から午後一時まで

#### 五 試験場

倉吉保健所（倉吉市広瀬町一五七七ノ二）

六 受験料 二百円（鳥取県収入証紙を受験願書にはりつける。）

七 携行品 筆記用具

八 合格者名は試験後十日以内に所轄保健所に掲示する。

九 受験願書用紙はもよりの保健所に備え付けてあるから利用すること。

### 正 誤

昭和三十年十一月十五日鳥取県告示第五百六十八号中誤植があるので次のとおり訂正する。

頁 行 誤 正

七 一 五、八七〇七 六、八七〇七